

平成 26 年度高齢者肺炎球菌感染症のワクチン接種（法定化）

1. 目的

高齢者の死因の上位を占める肺炎の多くは肺炎球菌によるものであり、感染した場合、特に種々の基礎疾患（心臓・呼吸器の慢性疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病など）を有する方の重篤化が問題となっている。予防接種法の改正に基づき、また、任意接種については、今年度のみ、65歳以上で定期接種に該当しない者を対象に肺炎球菌ワクチンの接種を実施するものである。

2. 接種対象者

予防接種法の改正に伴い、今年度より定期接種化されました。（10月1日施行）

【定期接種の対象者】

過去に接種していない者で、

- (1) 東村山市に在住していて、当該年度に下記の年齢となる者。

＜平成 26 年度の対象者＞

65歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の者
70歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の者
75歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の者
80歳	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生の者
85歳	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生の者
90歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の者
95歳	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生の者
100歳	大正3年4月2日生～大正4年4月1日生の者
※101歳以上	大正3年4月1日以前の生まれの者（平成26年度のみ）

- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者。

※予防接種法の改正により、過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けた者は対象外となります。

【任意接種の対象者】（平成 26 年度のみ実施）

過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない者で、東村山市に在住していて、65歳以上で上記の定期接種の生年月日に該当しない者。

3. 実施期間

平成26年10月15日（水）から平成26年12月27日（土）まで

4. 申込方法

定期接種：申込み不要。10月上旬に予診票等を発送

任意接種：申込み必要。11月1日号市報で再募集。

5. 実施医療機関

市内指定医療機関